

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 1 月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600349号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600059号

第1 結論

昭和61年4月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から昭和63年3月まで

昭和54年12月に夫が会社を退職したため、A県B市C区役所において、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

請求期間を含む昭和55年4月から平成元年3月までの期間について、国民年金保険料の納付が困難な状況が続いていたため、毎年、B市C区役所において、夫が夫婦二人分の免除申請手続を行っていたが、私の請求期間については、国民年金保険料の申請免除記録が無く、未納期間となっている。

請求期間の国民年金保険料は免除されていたため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間を含む昭和55年4月から平成元年3月までの期間について、請求者は、「国民年金保険料の納付が困難な状況が続いていたため、毎年、夫が夫婦二人分の免除申請手続を行っていた。」旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者及びその夫の請求期間前後の期間については、国民年金保険料の申請免除期間と記録されている。

また、昭和55年4月から平成元年3月までの期間のうち、請求期間を除く7年度分について、請求者の夫は、請求者に係る国民年金保険料の免除申請を7回行っており、請求期間の2年度分のみ免除申請を行わない理由は見当たらない。

さらに、請求期間当時の所得状況が分かるものとして、請求者の夫に係る昭和57年分から昭和62年分までの所得税の確定申告書控えが確認できることから、請求期間に係る申請免除承認の可否を判断するための昭和60年分及び昭和61年分の所得額等から保険料免除基準に基づき算定した数値は、当該年前後の年と同じく、当該免除基準の認定数値を超過しているが、このことについて、日本年金機構D事務センターは、「請求期間当時の免除基準による審査では、認定数値を超えている場合であっても、申請理由等によっては特例認定することがあった。」旨回答しており、これらの事情を踏まえると、請求期間について、当該期間前後の年度と同じく申請免除が承認されていたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600383号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600181号

第1 結論

- 1 請求者のA社における昭和61年3月1日から昭和62年8月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。昭和61年3月から同年7月までは18万円を22万円、同年8月及び同年9月は20万円を22万円、同年10月から昭和62年7月までは20万円を24万円とする。

昭和61年3月から昭和62年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和61年3月から昭和62年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成11年6月1日から平成14年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成11年6月から同年9月までは38万円を44万円、同年10月から平成14年9月までは41万円を44万円とする。

平成11年6月から平成14年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年6月から平成14年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における平成15年9月1日から平成16年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成15年9月から平成16年8月までは、41万円を44万円とする。

平成15年9月から平成16年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年9月から平成16年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 4 請求者のA社における平成16年3月の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和61年3月1日から昭和62年8月1日まで
② 平成11年6月1日から平成14年10月1日まで
③ 平成15年9月1日から平成16年9月1日まで
④ 平成16年3月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③について、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額よりも高い給与が支給され、当該給与に見合う厚生年金保険料を控除されていた。所持している給与明細書等を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間④について、A社に勤務していた期間のうち、平成16年3月の決算時に10万円程度の賞与が支給され、厚生年金保険料を控除された記憶があるが、標準賞与額の記録がない。所持している平成16年8月12日賞与の明細書には「平成16年2回分」、同年12月23日賞与の明細書には「平成16年3回分」と記載されていることから、平成16年1回分の賞与が支給されているはずである。賞与明細書はないが、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を請求期間の標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和61年3月から同年9月までは22万円、同年10月から昭和62年7月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の昭和61年3月1日から昭和62年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者から提出された給与明細書により確認又は推認できる当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額(44万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(38万円又は41万円)を超えることが認められる。

なお、事業主が請求者の平成11年6月1日から平成14年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、当該期間について、請求者から提出された給与明細書から確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間③について、請求者から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基

づく厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を請求期間の標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成15年9月1日から平成16年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間④について、A社は、「当時の資料はなく、請求者の請求期間④に係る賞与の支給及び厚生年金保険料控除については不明。」と回答しており、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、事業主から確認することができない。

また、請求者は、請求期間④に係る賞与明細書を保管していないところ、請求者から提出された平成16年分の給与明細書並びに同年8月分及び12月分賞与明細書における総支給額（非課税の通勤費を除く。）の合計額と、同年の給与所得の源泉徴収票における支払金額は一致する上、当該給与明細書及び当該賞与明細書における社会保険料控除額の合計額と、当該源泉徴収票における社会保険料等の金額は一致しており、これらの資料からは、請求期間④に請求者に賞与が支払われたことはうかがえない。

このほか、請求期間④において、請求者に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間④において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600528号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600182号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和56年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和56年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

A社の同僚に係る「年金記録の訂正に関するお問い合わせ」文書が厚生局から届いたので、自身の年金記録を確認したところ、同社における被保険者資格喪失年月日が昭和56年3月31日となっていた。しかし、同社には、同日まで在籍しており、同社の事業主が新たに設立したB社(現在は、C社)に同年4月1日付けで移籍しただけである。

請求期間も継続して勤務しており、勤務地及び業務内容に変更は無かったので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、請求者は、請求期間において、A社に在籍していたことが認められる。

また、請求期間の頃に、A社からB社に転籍したとする複数の元同僚は、「請求期間の頃に、A社のD部門がB社となり、D部門に在籍していた自身も請求者も同社の社員となったが、請求期間の前後において、勤務場所は同じで継続して勤務しており、業務内容等にも変化は無かった。」旨陳述している。

さらに、A社及びB社のそれぞれに係る厚生年金保険被保険者名簿によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の翌日又は翌々日に、B社における被保険者資格を取得している者が、事業主及び請求者を含め13人確認できるところ、請求期間当時、A社とB社の社会保険及び給与計算事務を担当していたとする者は、「請求期間の頃、A社からB社に転籍した者について、被保険者記録に空白があるのは、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と雇用保険の離職日を同日として届出を行ったことによる。」とした上で、「当時、転籍者について、転籍はしても退職ではないので、給与計算等はこれまでどおりするように事業主から指示があった。請求期間においても、給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A社における請求者の昭和56年2月の厚

生年金保険の記録から 15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に清算終了しており、請求期間当時の事業主及び同社の清算人は既に死亡又は所在不明のため確認することができないが、同社の事務を担当していたとする者が「厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と雇用保険の離職日を同日として届出を行った。」旨陳述している上、事業主が請求者の資格喪失年月日を昭和 56 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者に係る同年 3 月の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600446号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600183号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成13年3月1日から平成22年8月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成13年3月は34万円を36万円、同年4月から平成15年2月までは24万円を36万円、同年3月は24万円を26万円、同年4月及び同年5月は24万円を34万円、同年6月から平成16年6月までは20万円を34万円、同年7月から平成17年6月までは18万円を34万円、同年7月及び同年8月は22万円を34万円、同年9月から平成19年8月までは22万円を36万円、同年9月から平成20年6月までは22万円を34万円、同年7月から平成21年7月までは26万円を34万円、同年8月は26万円を32万円、同年9月から平成22年7月までは30万円を32万円とする。

平成13年3月から平成22年7月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年3月から平成22年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を次のとおり訂正することが必要がある。平成15年12月31日は34万5,000円、平成16年12月31日は35万円、平成17年12月31日は33万円、平成19年12月30日は30万3,000円、平成21年2月8日は33万円、平成24年1月4日は24万2,000円とする。

平成15年12月31日、平成16年12月31日、平成17年12月31日、平成19年12月30日、平成21年2月8日及び平成24年1月4日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月31日、平成16年12月31日、平成17年12月31日、平成19年12月30日、平成21年2月8日及び平成24年1月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成13年3月1日から平成22年8月1日まで
② 平成15年12月
③ 平成16年12月
④ 平成17年12月
⑤ 平成19年12月
⑥ 平成21年2月
⑦ 平成24年1月

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者期間のうち、請求期間①に係る標準報酬

月額が実際の給与支給額より低い額となっている。

また、請求期間②から⑦の各期間について、A社から賞与を支払われ、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

請求期間①から⑦までに係る給料支払明細書等を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成13年3月から平成15年2月までは36万円、同年3月は26万円、同年4月から平成17年8月までは34万円、同年9月から平成19年8月までは36万円、同年9月から平成21年7月までは34万円、同年8月から平成22年7月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る届出及び厚生年金保険料の納付について、いずれも不明である旨回答しているものの、平成13年3月1日から平成16年7月1日までの期間について、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、平成16年7月1日から平成22年8月1日までの期間について、年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載された報酬月額により決定又は改定される標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が一致することから、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑦の各期間について、請求者から提出された給料支払明細書（賞与に係る給料支払明細書を含む。）、平成24年分の給与所得の源泉徴収票及び平成25年度（平成24年分）の市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑦の各期間に係る標準賞与額については、前述の給料支払明細書等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は 34

万 5,000 円、請求期間③は 35 万円、請求期間④は 33 万円、請求期間⑤は 30 万 3,000 円、請求期間⑥は 33 万円及び請求期間⑦は 24 万 2,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間②から⑦の各期間に係る賞与支給日については、同僚から提出された預金通帳(写し)の入金履歴及び当該同僚のオンライン記録から、請求期間②は平成 15 年 12 月 31 日、請求期間③は平成 16 年 12 月 31 日、請求期間④は平成 17 年 12 月 31 日、請求期間⑤は平成 19 年 12 月 30 日、請求期間⑥は平成 21 年 2 月 8 日、請求期間⑦は平成 24 年 1 月 4 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑦の各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る届出及び保険料納付について、いずれも不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600381号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600184号

第1 結論

請求期間について、A社における請求者の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年3月1日から平成7年10月21日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低くなっている。

この低い標準報酬月額は、社会保険事務所(当時)及び事業主の指示により、滞納していた社会保険料を解消するために、自身を含むA社の複数の被保険者に係る報酬月額を遡って低く変更する届出を行ったことによるものである。

請求期間における給与額は、従前の額と変わらず高い額であったので、当該期間について、減額前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、A社における請求者の請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年3月から同年10月までは53万円、同年11月から平成7年9月までは59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年10月21日の10日前の同年10月11日付けで、平成6年10月及び平成7年10月の定時決定の記録が取り消され、平成6年3月1日に遡って9万2,000円に引き下げられている。

また、請求者のほか、A社における厚生年金保険被保険者であった23人の標準報酬月額についても、前述の請求者に係る遡及減額訂正の処理日(平成7年10月11日)と同日付けで、平成6年9月1日等に遡って引き下げられている。

さらに、請求者は、前述の遡及減額訂正について、社会保険事務所及び事業主の指示により、当該減額訂正に係る届出を行った旨陳述している上、請求者及びA社の元経理担当者はいずれも、請求者の請求期間当時の給与額は、従前と変わらず高い額であった旨陳述しており、これらのことから判断すると、請求者に係る前述の遡及減額訂正は、事実と異なる不適切な処理であったことがうかがえる。

一方、商業登記の記録によると、請求者は、前述の遡及減額訂正の処理日(平成7年10月11日)において、A社の取締役であることが確認できる。

また、請求者及び前述の元経理担当者は、前述の遡及減額訂正について、滞納していた社会保険料を解消するために、請求者が、請求者を含むA社の複数の被保険者に係る報酬月額を、実際の給与額と異なる低い額に遡って変更する届出を行った旨、また、請求者が請求期間当時、同社の社会保険事務を担当し、代表者印を管理していた旨、それぞれ陳述していることを踏まえると、請求者は、同社の社会保険事務を執行する取締役として、前述の遡及減額訂正の原因となる届出に関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、仮に、前述の遡及減額訂正が請求者の陳述どおり、社

会保険事務所及び事業主の指示によるものであったとしても、請求者は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る遡及減額訂正に関与しながら、当該標準報酬月額に係る遡及減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。